

# 第3期 斜里町地球温暖化防止実行計画

(令和5年度～令和12年度)  
(2023年4月～2031年3月)

令和5年3月  
(2023年3月)

斜 里 町



# 目 次

<b>第1章</b>	<b>基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1.	計画策定の背景 .....	1
2.	計画策定の目的 .....	2
3.	対象とする範囲 .....	2
4.	対象とする温室効果ガス .....	3
5.	計画の期間 .....	3
6.	上位計画及び関連計画との位置付け .....	3
<b>第2章</b>	<b>温室効果ガスの排出状況</b> .....	<b>4</b>
1.	基準年度の二酸化炭素排出量 .....	4
2.	現状年度の二酸化炭素排出量 .....	6
3.	温室効果ガスの排出量の増減要因 .....	8
<b>第3章</b>	<b>二酸化炭素の排出削減目標</b> .....	<b>9</b>
1.	目標設定の考え方 .....	9
2.	二酸化炭素の排出削減目標 .....	9
<b>第4章</b>	<b>目標達成に向けた取組</b> .....	<b>10</b>
1.	取組の基本方針 .....	10
2.	具体的な取組内容 .....	11
<b>第5章</b>	<b>推進・点検体制及び進捗状況の公表</b> .....	<b>13</b>
1.	推進・点検体制 .....	13
2.	進捗状況の公表 .....	13



## 第1章 基本的事項

### 1. 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されている。地球温暖化の主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められている。

国際的な動きとしては、平成27年（2015年12）月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築された。

我が国では、平成10年（1998年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められた。同法第21条に基づき、すべての都道府県及び市町村が、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられている。

また、令和3年（2021年）には、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12年（2030年）度において、温室効果ガスを平成25年（2013年）度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示された。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画事務事業編）を策定し実施するよう求められている。

斜里町（以下「本町」という。）においても、温室効果ガスの排出抑制のため実行計画を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組を推進している。

2023年（令和5年）3月

斜里町長 馬場 隆

## 2. 計画策定の目的

本計画は、法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

## 3. 対象とする範囲

本計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする（表1）。なお、指定管理者制度等により委託を実施している事務事業は原則として対象であるが、業務委託事業は対象外とする。ただし、業務委託のうち道路除排雪業務委託、一般廃棄物処理業務委託、排水機場施設管理業務委託及び下水処理場維持管理業務委託については対象とする。

表1 対象組織及び施設一覧

部	課	施設
総務部	企画総務課	総合庁舎、しれとこらぼ（旧法務局）
	財政課	旧農業開発事務所
	ウトロ支所	ウトロ漁村センター、ロードヒーティング、オロンコ岩トンネル・トイレ・駐車場、公衆トイレ、寿の家
	環境課	知床自然センター、知床自然教育研修所、オホーツク斎場、霊園・墓地、エコクリーンセンター、リサイクルセンター、以久科清掃センター
民生部	住民生活課	防犯街路灯
	地域福祉課	総合保健福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人福祉センター
	児童育成課	常設保育園、へき地保育所、児童館
	子ども通園センター	子ども通園センター
産業部	農務課	排水機場、みどり工房多目的広場、農業振興センター
	水産林務課	漁港街灯
	商工観光課	オシニコシトイレ、来運公園トイレ、ウトロ温泉夕陽台の湯、知床斜里観光案内センター、産業会館、道の駅しやり、道の駅うとろ・シリエトク
	建設課	公園・緑地、道路維持車両、除雪センター、道路管理施設
	水道課	来運浄水場、ウトロ浄水場、ウトロ香川ポンプ、ウトロ香川配水池、下水処理場
	教育委員会	生涯学習課
	公民館	ゆめホール知床、公民館分館、アトリエぴらが、海洋センター、武道館、体育施設
	博物館	知床博物館、埋蔵文化財センター
	図書館	図書館
国保病院	国保病院	国保病院
その他	公用車	すべての公用車（ダンプなど作業用車両を除く）

#### 4. 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質（表2参照）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとする。

表2 「地球温暖化対策推進法」で定める温室効果ガス

対象ガス		主な発生源
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	化石燃料の燃焼など
メタン	CH <sub>4</sub>	自動車の走行、廃棄物の焼却・埋立処理、家畜の飼育など
一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	自動車の走行、廃棄物の焼却・埋立処理、家畜の飼育など
ハイドロフルオロカーボン	HFC	冷媒の使用、発泡剤の使用、消火剤の使用など
パーフルオロカーボン	PFC	溶剤の使用など
六フッ化硫黄	SF <sub>6</sub>	電気絶縁ガス使用機器
三フッ化窒素	NF <sub>3</sub>	半導体製造業など

#### 5. 計画の期間

基準年度を平成25年（2013年）度とし、計画期間を令和5年度（2023年4月）～令和12年度（2031年3月）までの7年間とする。目標年度については、令和12年年（2030年）度とする。なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 6. 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、法第21条第1項に基づく実行計画として策定する。また、地球温暖化対策計画及び斜里町環境基本計画に即して策定する。

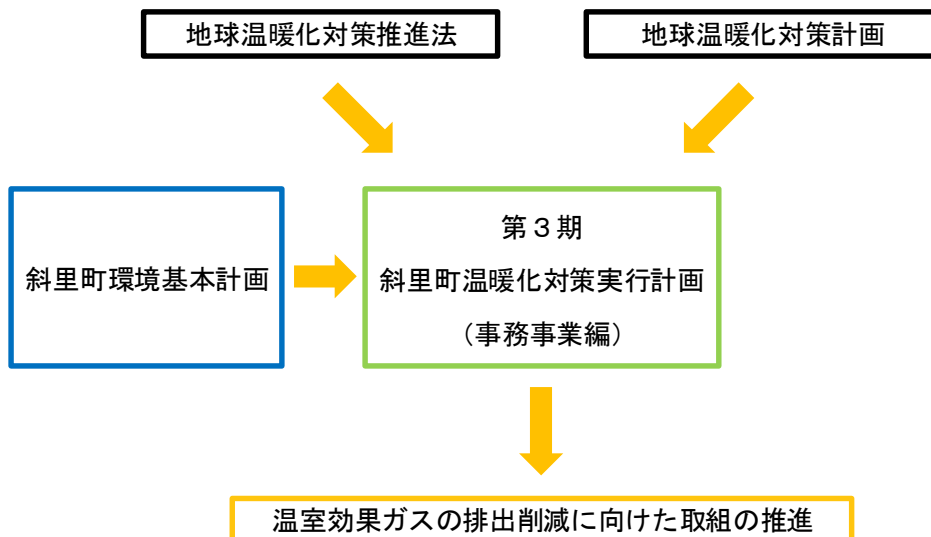


図1 上位計画及び関連計画との位置付け

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

本町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量は、基準年度である平成25年度（2013年度）において、8,675,660kg-CO<sub>2</sub>となっている。

表 3 基準年度（平成25年（2013年）度）の二酸化炭素排出量

排出区分		使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	CO <sub>2</sub> 全体構成比 (%)
燃料等の使用	ガソリン	32,960 L	76,467	0.9%
	灯油	381,621 L	950,237	11.4%
	軽油	163,188 L	421,024	5.1%
	A重油	721,659 L	1,955,696	23.5%
	LPG	6,173 m <sup>3</sup>	18,518	0.2%
	LNG	0 m <sup>3</sup>	0	0.0%
	電気	7,212,870 kWh	4,890,326	58.8%
一般廃棄物の焼却（廃棄物を原材料とする固形燃料燃焼）		470 t	363,393	4.2%
合計			8,675,660	100.0%

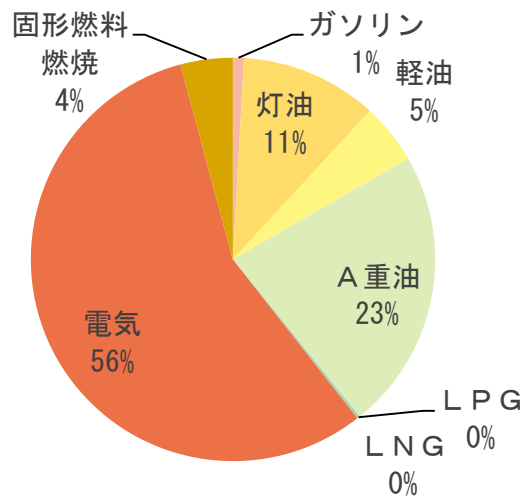


図 2 基準年度（平成25年（2013年）度）の排出区分別二酸化炭素排出量の割合



(1) 基準年度の部別課別の温室効果ガス排出量

基準年度（平成25年（2013年）度）の二酸化炭素排出量を部別に見ると、総務部が全体の3.2%を占め、次いで教育委員会が2.6%、産業部が2.2%を占めている。

また、課別に見ると、環境課が全体の2.9%を占め、次いで生涯学習課が1.6%、国保病院が1.1%で全体の5.6%を占めている（表3）。

課別で二酸化炭素排出量の最も多い環境課のうち、廃棄物処理施設（エコクリーンセンター、リサイクルセンター、以久科清掃センター）による排出量が8.7%を占めている。

表4 基準年度（平成25年（2013年）度）の部別課別の二酸化炭素排出量

部	課	二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )									全体 構成比
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	LNG	電気	固形燃料 燃焼	計	
総務部	企画総務課	0	2,194	0	129,752	691	0	93,129	0	225,765	2.6%
	財政課	0	0	0	0	0	0	1,693	0	1,693	0.0%
	ウトロ支所	93	10,296	190	29,810	124	0	40,292	0	80,805	0.9%
	環境課	0	215,731	110,677	455,551	0	0	1,357,092	363,393	2,502,444	28.8%
	税務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	小計	93	228,221	110,868	615,113	815	0	1,492,205	363,393	2,810,708	32.4%
民生部	住民生活課	0	0	0	0	0	0	61,330	0	61,330	0.7%
	保健福祉課	0	153,074	0	100,078	3,148	0	144,864	0	401,163	4.6%
	子ども支援課	0	78,564	0	0	4,893	0	57,319	0	140,776	1.6%
	子ども通園センター	0	7,121	0	0	33	0	4,604	0	11,758	0.1%
	小計	0	238,759	0	100,078	8,074	0	268,116	0	615,027	7.1%
産業部	農務課	789	7,306	1,275	42,005	0	0	85,623	0	136,997	1.6%
	水産林務課	0	0	0	0	0	0	14,252	0	14,252	0.2%
	商工観光課	0	44,038	0	148,245	224	0	367,735	0	560,242	6.5%
	建設課	1,134	12,570	290,256	0	0	0	47,522	0	351,482	4.1%
	水道課	995	29,706	12,087	0	472	0	811,186	0	854,445	9.8%
	小計	2,918	93,619	303,617	190,250	697	0	1,326,317	0	1,917,417	22.1%
教育委員会	生涯学習課	1,411	181,710	1,301	504,060	1,563	0	719,130	0	1,409,175	16.2%
	公民館	4,823	125,496	276	194,979	829	0	357,850	0	684,254	7.9%
	博物館	603	28,921	212	0	0	0	110,467	0	140,203	1.6%
	図書館	0	31,414	0	0	0	0	16,224	0	47,638	0.5%
	小計	6,838	367,542	1,789	699,039	2,392	0	1,203,670	0	2,281,269	26.3%
国保病院	0	22,096	0	351,216	6,541	0	600,016	0	979,870	11.3%	
公用車	66,618	0	4,751	0	0	0	0	0	71,369	0.8%	
計	76,467	950,237	421,024	1,955,696	18,518	0	4,890,326	363,393	8,675,660	100.0%	

## 2. 現状年度の二酸化炭素排出量

本町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量について、直近実績となる令和3年（2021年）度（以下、「現状年度」という。）においては、7,532,110kg-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度（平成25年（2013年）度）の二酸化炭素排出量と比較すると、約9%削減されている。

表 5 現状年度（令和3年（2021年）度）の二酸化炭素排出量

排出区分		使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	CO <sub>2</sub> 全体構成 比 (%)
燃料等の使用	ガソリン	26,908 L	62,426	0.8%
	灯油	415,488 L	1,034,566	13.7%
	軽油	104,891 L	270,619	3.6%
	A重油	642,343 L	1,740,750	23.1%
	LPG	8,117 m <sup>3</sup>	24,531	0.3%
	LNG	0 m <sup>3</sup>	0	0.0%
	電気	7,139,221 kWh	4,290,673	57.0%
一般廃棄物の焼却（廃棄物を 原材料とする固形燃料燃焼）		140 t	108,545	1.4%
合計			7,532,110	100.0%

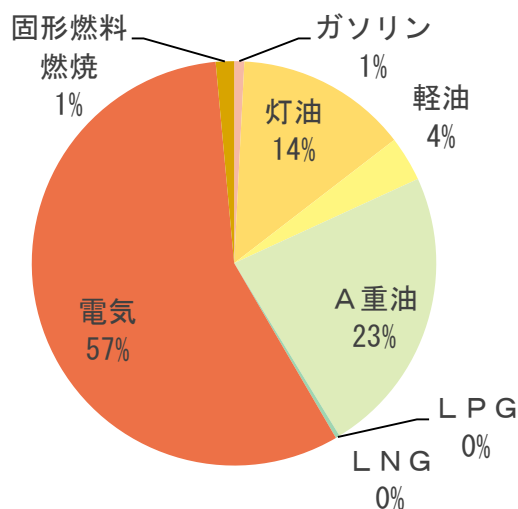


図 3 現状年度（令和3年（2021年）度）の排出区分別二酸化炭素排出量の割合

(1) 現状年度の部別課別の温室効果ガス排出量

現状年度（令和3年（2021年）度）の二酸化炭素排出量を部別に見ると、総務部が全体の31%を占め、次いで教育委員会が29%、産業部が15%を占めている。

また、課別に見ると、環境課が全体の27%を占め、次いで生涯学習課が17%、国保病院が13%で全体の57%を占めている（表6のとおり）。

表6 現状年度（令和3年（2021年）度）の部別課別の二酸化炭素排出量

部	課	二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )									全体 構成比
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	LNG	電気	固形燃料 焼却	計	
総務部	企画総務課	79	1,825	155	98,915	4,482	0	76,830	0	182,286	2.4%
	財政課	0	0	0	0	0	0	11,421	0	11,421	0.2%
	ウトロ支所	35	27,739	0	0	26	0	41,807	0	69,607	0.9%
	環境課	69	254,070	93,044	482,109	62	0	1,117,194	108,545	2,055,092	27.3%
	税務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	小計	183	283,634	93,199	581,024	4,570	0	1,247,252	108,545	2,318,406	30.8%
民生部	住民生活課	0	0	0	0	0	0	267,250	0	267,250	3.5%
	保健福祉課	0	155,044	0	43,360	193	0	99,898	0	298,495	4.0%
	子ども支援課	0	83,692	0	0	3,551	0	58,834	0	146,077	1.9%
	子ども通園センター	0	6,325	0	0	32	0	3,965	0	10,322	0.1%
	小計	0	245,061	0	43,360	3,776	0	429,947	0	722,145	9.6%
産業部	農務課	2,105	67,989	681	8,103	1,188	0	93,262	0	173,329	2.3%
	水産林務課	0	0	0	0	0	0	16,597	0	16,597	0.2%
	商工観光課	0	41,706	0	21,553	0	0	220,492	0	283,750	3.8%
	建設課	494	8,889	1,117	0	0	0	22,162	0	32,662	0.4%
	水道課	971	32,051	2,399	0	1,076	0	611,867	0	648,364	8.6%
	小計	3,570	150,635	4,197	29,656	2,264	0	964,380	0	1,154,702	15.3%
教育委員会	生涯学習課	1,155	133,521	1,218	449,860	7,666	0	714,820	0	1,308,239	17.4%
	公民館	1,949	136,025	9,135	219,510	284	0	276,700	0	643,603	8.5%
	博物館	886	22,111	0	0	0	0	89,919	0	112,917	1.5%
	図書館	0	39,018	0	0	0	0	63,923	0	102,941	1.4%
	小計	3,990	330,675	10,353	669,370	7,950	0	1,145,362	0	2,167,700	28.8%
国保病院	0	24,561	0	417,340	5,972	0	503,731	0	951,604	12.6%	
公用車	54,683	0	162,870	0	0	0	0	0	217,553	2.9%	
計	62,426	1,034,566	270,619	1,740,750	24,531	0	4,290,673	108,545	7,532,110	100.0%	

### 3. 温室効果ガスの排出量の増減要因

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の減少要因として、下記に示すものが考えられる。

- エコクリーンセンター、下水処理場における処理量の減量（コロナ禍の影響を含む。）に伴うエネルギー消費量の減少
- 電気事業者の排出係数の減少

表 7 電気使用量及び排出係数の比較

年度	電気使用量 (kWh)	排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
基準年度 2013年度 (平成25年度)	7,212,870	0.678	4,890,326
現状年度 2021年度 (令和3年度)	7,139,221	0.601 <sup>※</sup>	4,290,673
基準年度比	▲ 1.0%	▲ 11.4%	▲ 12.3%

※ 2021年度（令和3年度）の排出係数は2020年度（令和2年度）の排出係数と同じと設定している。

### 第3章 二酸化炭素の排出削減目標

#### 1. 目標設定の考え方

国は、地球温暖化対策計画において、地方公共団体の事務事業に該当する「業務その他部門」の温室効果ガスの削減目標を令和12年（2030年）度までに基準年度の平成25年（2013年）度に比べて51%削減としている。

また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）」（以下、「政府実行計画」という。）において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を令和12年（2030年）度までに基準年度の平成25年（2013年）度に比べて50%削減としている。

本計画では、政府実行計画を踏まえ、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定する。

#### 2. 二酸化炭素の排出削減目標

目標年度（令和12年（2030年）度）に、基準年度（平成25年（2013年）度）比で50%削減することを目指す。

表 8 二酸化炭素の排出削減目標

項目	基準年度 平成25年度 (2013年度)	参考値 令和3年度 (2021年度)	目標年度 令和12年度 (2030年度)
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	8,675,660	7,532,110	4,337,830
削減率	-	13%	50%

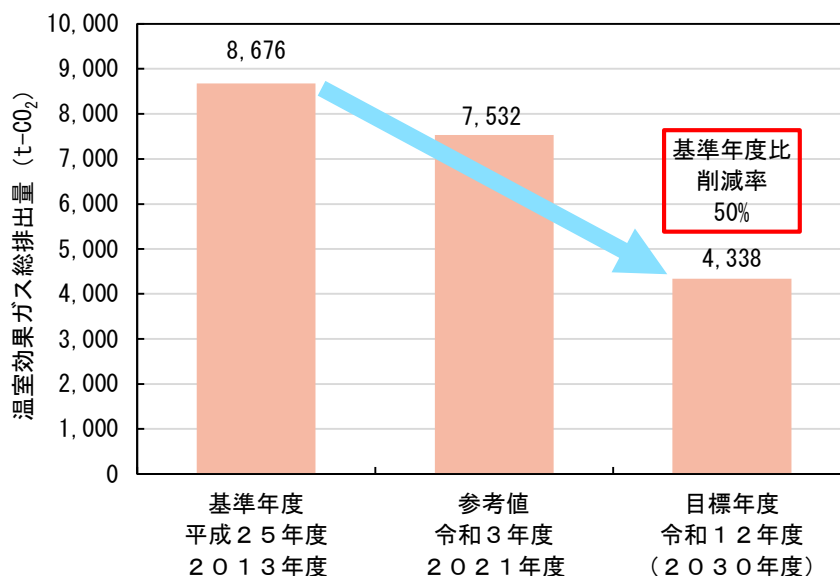


図 4 二酸化炭素の排出削減目標

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 1. 取組の基本方針

脱炭素社会の実現に向けて、町民、事業者、町が協力して、まちの地域資源のポテンシャルを十分に活用して温室効果ガスの排出削減のための取組みを推進することが期待されることから、本町では以下の方針に沿った取組を実施する。

#### (1) 職員による「省エネ活動」の実施

職員個々の日常的な取組の実施により、省エネルギーを推進する。

#### (2) 施設設備の更新の際にエネルギー効率の高い設備の導入「設備更新」

公共施設の新築・更新・改修等を行う場合には、エネルギー効率の高い機器の導入に努める。

#### (3) 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入

太陽光発電や小水力発電の公共施設（小水力発電は上水道施設など）への導入検討を行う。率先して導入を検討すべき施設候補案を整理したうえで、導入可能性調査を実施、町内で比較的規模の大きい施設から導入を進める。

#### (4) 公用車の更新

公用車の更新にあわせ、高燃費車、プラグインハイブリッド車やEV車等の導入を検討し、公用車の省エネ化、二酸化炭素排出抑制に努める。

#### (5) 斜里版地域マイクログリッド<sup>※1</sup>の検討

防災レジリエンス向上の視点も念頭に、前述の再生可能エネルギーの率先導入検討を行った公共施設での一体的エネルギーマネジメント<sup>※2</sup>の導入などを検討する。

※1：地域マイクログリッド・・・平常時は下位系統の潮流を把握し、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できるエネルギーシステム。既存の系統線の活用による、分散型エネルギーシステムの典型的なひとつのモデルといえる。

※2：エネルギーマネジメント：住宅、工場、ビルなどの建物や施設におけるエネルギー利用状況を把握し、効率的にエネルギーを使用するために改善していく活動。

## 2. 具体的な取組内容

### (1) 温室効果ガス排出量の削減に直接的に効果がある取組

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量と灯油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組む。

表 9 温室効果ガス排出量の削減に直接的に効果がある取組

区分	取組内容
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業前の照明の消灯の徹底。</li> <li>・執務室照明の間引き点灯。</li> <li>・使用していない部屋、エリアの消灯の徹底。</li> <li>・昼休みの完全消灯。</li> <li>・屋外照明の点灯時間の見直し。</li> <li>・高効率照明（LED）への切り替え。</li> </ul>
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンのある部屋の設定温度は 28℃（夏季）とする。</li> <li>・冬季の執務室の室温は 19℃とする。</li> <li>・夏季はネクタイや上着等を着用せず、涼しい服装で勤務する（クールビズ）。</li> <li>・冬季は、重ね着やひざ掛け等により暖房に頼らない服装で勤務する（ウォームビズ）</li> <li>・使用していない冷暖房をこまめに切る。</li> <li>・冷暖房機（空調機）の効果を上げるため、周りを整頓する。</li> </ul>
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退庁時におけるパソコンのコンセントオフ。</li> <li>・パソコンのモニターオフ（1分）、スタンバイモード（5分）、スリープモード化（10分）</li> <li>・パソコンモニターの照度を抑える。</li> </ul>
電化製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵庫の設定温度を控えめにし、扉の開ける回数・時間を減らす。</li> <li>・マイボトルを持参するなど、電気ポット・コーヒーメーカーの使用を極力控える。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への負荷の少ないエコドライブ※を実践する。</li> <li>・急発進、急加速をしない。</li> <li>・アイドリングストップを徹底する。</li> <li>・公用車の更新には低燃費車やハイブリットカー車の導入を図る。</li> <li>・公用自転車を積極的に活用する。</li> </ul>
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の新規建設、改修の際には、太陽光発電や小水力発電、ヒートポンプなどの再生可能エネルギーの導入に努める。</li> </ul>

※エコドライブ10のすすめ参照（エコドライブ普及連絡会）

(2) 温室効果ガス排出量の削減に間接的な効果がある取組

表 10 温室効果ガス排出量の削減に間接的な効果がある取組

区分	取組内容
用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。</li> <li>・リサイクル用紙の購入に努める。</li> <li>・庁内LANなどを活用し、印刷する数の節約に努める。</li> <li>・会議で配布する資料は極力部数を抑制し、簡略化に努める。</li> </ul>
事務用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める。</li> <li>・環境ラベリング（エコマーク・グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。</li> </ul>
水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ、給湯室等において日常的な節水に努める。</li> </ul>
ごみの減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみと資源の分別を徹底する。</li> <li>・物品や備品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。</li> <li>・詰め替え可能な製品など繰り返し利用可能な製品を使用し、使い捨て製品などは極力購入しない。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設周辺の緑化に努める。</li> </ul>

(3) 中長期的な検討を要する取組

現在、行政活動において温室効果ガス排出抑制のため、日常の節電、エコドライブや高効率照明への変更等を行ってきているが、一定程度の削減で頭打ちになる可能性が大きい。

二酸化炭素排出の多くは各行政施設における暖房設備に起因する排出が多いため、施設の更新のタイミングで断熱性の向上、化石燃料や電力に多く頼らないシステムの導入等を検討する必要がある。また、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーを公共施設導入検討・設置を行い、省エネと再エネを実現する取組が必要である。

加えて、公共施設に再生可能エネルギー施設導入の際には、近隣の公共施設とのグリッド化の検討も必要である。

廃棄物処理施設からの二酸化炭素排出が多いことから、処理施設更新などの機会には、より環境への配慮をした施設更新の必要性がある。

引き続き行政活動による廃棄物減量に努めるとともに、廃棄物減量に向けた町民への啓発によって処理施設からの排出量の抑制に努める必要がある。

新しい取り組みとして、Jクレジット<sup>※</sup>制度導入などを検討する必要もある。

※国が認証している制度であり、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガス排出削減や吸収量を「クレジット」として国が認証している制度。創出されたクレジットはカーボン・オフセットなど様々な用途に活用されている。



## 第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進・点検体制

環境基本計画の推進体制を準用する。

#### (1) みどりの環境づくり推進本部による全庁的な調整

庁内組織であるみどりの環境づくり推進本部により全庁的な推進調整を図り、計画の達成・進捗状況を定期的に確認し、年に1回の点検・評価を行う。

#### (2) 職員の啓発

本計画を着実に推進するには、職員一人一人の実践と組織的な連携が必要不可欠であるため、みどりの環境づくり推進本部の事務局である環境課から職員に対し、地球温暖化防止に関する情報を提供し、意識の啓発を行う。

#### (3) 町民や事業者等との協働による推進体制

斜里町環境基本条例に基づき設置された町民、自治会、事業者、専門家、関係団体からなる「斜里町環境審議会」において、計画の達成・進捗状況を点検・評価し、町長への助言を行う。

### 2. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回斜里町ホームページにより公表する。